

平成29年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 1 0 回 5 月 2 3 日（火曜日）

平成２９年議会改革特別委員会 第１０回

平成２９年５月２３日（火曜日）午前９時３０分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（１０名）

１番 野 中 芳 子 君
３番 新 井 好 一 君
５番 小 勝 裕 真 君
７番 佐 伯 由 恵 君
９番 森 本 寿 子 君

２番 竹 内 政 雄 君
４番 柿 沼 秀 雄 君
６番 小 坂 徳 蔵 君
８番 大 内 清 心 君
１０番 酒 巻 ふ み 君

欠席委員（なし）

委員外議員

１６番 平 井 喜一朗 君
１８番 中 條 恵 子 君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 江 原 千 裕
主幹（議事・ 三 宅 昌 之
調査担当）

議事課長 戸 田 実
主査（議事・ 酒 巻 俊 郎
調査担当）

開会 午前 9時30分

◎委員長の挨拶

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんおはようございます。早朝より第10回議会改革特別委員会に委員全員の皆さんがご参集いただきありがとうございます。前回から、市議会基本条例要綱案の協議に入っております。前回要綱案について検証しまして、その際、委員の皆さんから、ご意見いただいております。今日、皆さんの手元に要綱案が配布してありますが、その時に出された意見を基としまして、整理をしてあります。それから、要綱案の次のステージになります、条例素案に向かって対応できるように、要綱案の全体構成について整理をしてきました。後でそれぞれ説明を行います。また、前回からの検討事項になっております、市民の意見を反映する議会モニター制度並びに加須市議会版BCPの関係について、ご報告を申し上げましたが、この加須市議会版BCPを実施するための課題も整理してあります。それもこの後で説明いたしまして、皆さんからご意見を賜りたいと思っております。今日も自由討議によって委員会の運営を進めていきたいと思っております。委員各位のご協力をお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。今日もよろしくお願いいたします。



◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、第10回議会改革特別委員会を開会いたします。まずは、報告事項から始めます。前回委員から市議会のホームページを閲覧した際に、市民から寄せられた意見があったら、その記事を提出してもらいたいという依頼がございました。この件に関しましては、皆さんのお手元に資料が配布してありますが、その一番最後をご覧ください。加須市議会のホームページに関するアンケートというA4一枚のペーパーを配布してあります。これは、市議会のホームページを閲覧した際に一番最後に意見をという欄がありますが、その欄に閲覧した方が、市議会に対して意見を述べられたその内容をここに数年間にわたって、まとめてあります。後で、ご確認いただきたいと思います。なかなか前向きなご意見や厳しいご意見もあるんですが、後でご覧ください。これはあくまでも市議会のホームページを閲覧した人、市民が、一番下のご意見という欄に書いてあった内容になっております。後でご覧ください。報告事項は、これだけでございます。

続いて、協議事項に入ります。会議はお手元に配布してあります次第に則って進めてまい

ります。はじめに、加須市議会基本条例要綱案を議題といたします。資料1をご覧ください。これが、加須市議会基本条例要綱案となっております。この要綱案は次の段階となる条例素案に、先ほど申し上げましたが、つながるように前文と総則の中で、解釈が明確になるように定義を行っております。また、前回委員会で出された意見を基に見直しを行っております。少し大まかなことを言いますと、2ページの関係をご覧ください。ここの下の方に議会及び議員の活動原則等々、この3のことですが、ご指摘がありましたように、議会運営ということにしてあります。それから、少し飛びまして、9ページの関係です。これは、補則の関係で一番下の部分なんです、31の部分ですが、評価制度と見直し手続きということなんです、最初見直し手続きが最初に来ておりましたが、意見がございましたので、なるほどそうだなということで、委員の意見に基づいて評価制度を前にして、評価制度と見直しの手続きというように表現を変えております。さらに前回小勝委員から反問権についてご意見がございました。内容の確認だけでなく反論を含めた反問権に関する内容でした。これに関しては、資料1の最後の部分に反問権の内容について、資料を添付しております。これも後で詳しく説明をいたします。このほかに、委員から、4ページの関係ですが、7番障がい者差別解消法の取り組みがございしますが、この中で、上の○印の部分ですが、手話の普及活用というのがあるのですが、この後に等を付けてもらいたいというご意見がございました。しかし、等という語句は加えておりません。その理由は条例にかかわる条文に関しましては、解釈があいまいな語句や言葉を使わない。これが原則となっております。等と言うと、いろいろその中に膨らんでいきます。そうすると解釈が混乱してしまう。条例を制定する際には、いくつかの大事な約束事があります。そのノウハウを踏襲して、条例を作る。それは加須市議会の最高規範を定める基本条例ですから、なおさら条例制定の約束事をきちんと守って制定する。これが大基本原則となります。そういう理由ですのでこの点はご了承願います。それでは、資料1につきまして、要綱案の見直し箇所について、反問権を含めて、江原局長から説明をお願いします。江原局長。

○**事務局長（江原千裕君）** それでは、資料1の加須市議会基本条例要綱案についてご説明させていただきます。大変恐縮ですが、着席にてご説明させていただきたいと存じます。本日お配りしました資料1、前回第9回特別委員会で配布した資料3の条例要綱素案を今後の条例素案の検討に向け、それを考慮しまして、2点手を加えて作成しました基本条例の要綱案でございます。1点目は、先程委員長から話がありましたように言葉の定義規定を加えた部分がございます。それから、2点目は、前回確認いただいた全体構成の流れに沿いまして、

各項目の番号を通し番号に変えさせていただきました。以前の番号は、項目の番号は、骨子案の番号だったのですけれども、要綱素案の段階で、全体構成を考えて、並べ替えをしましたので、その並べ替えはそのままで、並べ替えた流れにそって、今回資料1では通し番号を振らせていただいております。それでは、前回と変わった部分を中心に順次ご説明をさせていただきます。

まず1ページですけれども、前文の項目番号を削りました。1番とあったのですが、1番の番号を削りました。それに伴いまして、右上の全32項目が全31項目となりました。それから、前文の4つ目の○の段落の3行目、アンダーラインがしてありますけれども、市長その他の執行機関、これを以下「市長等」ということで、定義付けをしました。この市長その他の執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う市長でございまして、議決機関である議会を除いた市のすべての機関を網羅するものでございます。次に2ページでございます。目的の項目番号を1番としまして、ここから以下通し番号を振らせていただきました。また、1ページで定義しました、市長等という言葉の部分に以下、全体にわたって、アンダーラインをさせていただきます。それから、2番、基本理念、基本方針の項目の2番目の○の段落中、議会力と議員力という言葉が出てくるのですけれども、ここで言葉の定義を行わせていただきました。カッコ書きの定義ですけれども、議会力とは、監視機能を十分果たすとともに、政策提案を議員間で共有し、議会全体の政策資源として、市民のためのより良い政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な活動を言う。以下同じ。と定義付けを考えてみたところです。またもう一つ議員力。議員力とは、地域の課題を把握し、課題の解決を目指して調査及び政策を構想する能力並びにその活動を言う。以下同じ。というふうに言葉の定義付けをさせていただいたところです。

続きまして、3ページ以降になりますけれども、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページこちらは変えたところはありません。項目の番号を通し番号に修正させていただいたところがございます。資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料1-1をご覧ください。資料1-1は、前回の特別委員会で、小勝委員から会議の中で反問権について協議されたところ、以前の反問権は質問等の趣旨確認だけであつたけれども、最近の先進地事例である京丹後市や亀岡市をみると、制限していない反問権だと。

○委員長（小坂徳蔵君） 今言ったのは、この要綱案にあります。要綱案の次のところにあり

ますので、要綱案の次のところに資料、資料1-1があります。局長、説明を。

○事務局長（江原千裕君） 資料1-1の説明をさせていただきます。前回の委員会で、小勝委員から反問権についてご意見がございました、以前の反問権は、質問等の趣旨確認だったけれども、最近の先進事例である京丹後市や亀岡市の事例をみると、制限していない反問権である。議会も自由討議なので、制限しないでお互い意見交換できるように、反問権は制限しない方が良いのではないかというご意見がございました。そこで、本日、話し合いの参考資料となるように、このように書くと制限のある反問権、このように書くと制限のない反問権になるという解釈になる資料を作成してみましたのでご協議のほどよろしく願いいたします。具体的に資料1-1を読みながら説明させていただきますと、下線、アンダーラインで示した、太字となっているところが違う部分でございます。上の反問権、その趣旨内容の確認及び論点の明確化のため、当該議員に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができると書きますと制限のある反問権となってきました、原則は確認程度、意味を確認するためのもの。代替案までは言わない。代替案を提示要求することはこの場合の反問の範囲外となります。ただし、執行部からの内容確認だけでは反問権ではないという、専門家の意見もあるということです。

その次、下の部分ですけれども、太字のアンダーラインを引いてある部分ですが、論点を明確化し、議論を深める目的で、という議論を深める目的でという言葉を追加すると、制限のない反問権として解釈がされるということでございます。こちらは、趣旨確認のための聞き返しや議論の明確化に加え、市職員からこれは市長も含めてですけれども、議員の考え方を問い返したり、代替案の提示を求める反論も含まれる。本会議、委員会における議員と市職員との議論が深まることが期待される。というところでございます。以上が資料1-1の説明でございます。以上でございます、ご協議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、江原局長から説明していただきました。前回の内容との変わった点は、定義付けを前文の市長等と、市長等とは、何を言うのかということで定義付けを行った。それから、2ページ目になりますけれども、この総則ごとの基本理念の中で議会力、議員力という言葉がこの中で使っているところがあるのですが、議会力、議員力は何を指して、議会力というのが問われてくるのですが、そこところがアンダーラインが示したように定義付けを行っております。これは、議会力、議員力という言葉が、今議会改革に取り組んでいる議会の中で、あるいは専門家の間で盛んに使われているわけですが、その最先端であると思いますが、その内容をここに取りまとめたということでございます。我々は議会

という抽象的なものでなく議会力という総合的な力を発揮していく。議員力とは何かという
と、28人の議員がそれぞれの議員力を追求・課題を把握等々ありますがそれぞれ取り組ん
でいくという、加須市議会の今後取り組んでいく一番の基本が定義付けを行ったという意味
でございます。ここまで踏み込んでいるところはそんなにはないのではないかなと思います。
そう自負しております。後は、番号はすべて通し番号にして、番号をいただければす
ぐに分かるようにしてあります。それから反問権の関係については、前回ご意見がございま
したので、事務局でまとめてもらいました。どちらをとるかについては、委員の皆さんの議
論の中でお決めいただければ、議論を深める目的でということでは、議員も生半可なこと
では質疑をできないと、何があってもそれに対応できる準備をしていかなければいけないので、
その覚悟をもった上での実行となるわけですが、別にどちらにすることをお願いを私が申し上
げることはありませんので、前回意見がありましたので、どちらでも、ただやる場合には、
文言が変わってくるということで、資料で改めて皆さんにお示ししたところです。そのこと
を含めて、今局長が説明しましたところに対しまして、何か意見があれば、挙手をお願いい
たします。

なければ、もう一つ、要綱案の資料1-1の次のページに資料1-2を添付してあります。
これは加須市議会基本条例要綱案全体構成の内容ということで示しております。これは、総
則それから、次の前文がありまして、第1章の総則から2枚目になります、最後の部分の第
7章の補則までの部分にいたしております。これが例の条例になったときの条例の目次にな
る部分です。これを整理したということでありまして。では、詳しくは、江原局長から、資料
1-2の全体構成内容について説明をお願いいたします。江原局長。

○事務局長（江原千裕君） それでは、資料1-2要綱案の全体構成内容につきまして、ご説明
をさせていただきます。資料1-2は、全体構成の流れはそのまま、今後の条例素案の検討
を考慮しまして、これまでの柱を章立てといたしたところです。それぞれの項目は、今後条
文の見出しになるものと考えております。より条例に近付けてみたところでございます。そ
れでは、説明させていただきます。まず前文がございます。そのあと第1章、総則というこ
とで1番、目的、2番、基本理念。続いて、第2章、議会運営及び議員の活動原則としまし
た。こちらは、項目に運営という言葉を入れましたので、章のところにも議会運営という運
営という言葉を加えました。最後に活動原則等という等という言葉があったんですけども、
等というと何を指すのかと、また難しくなりますので、等を削りました。第2章は議会運営
及び議員の活動原則としました。3番、議会運営の原則と役割。4番、議員の活動原則。続

きまして、第3章、市民との連携・協働の推進とさせていただきました。以前は、その後に（市民と議会との関係）という言葉もあったのですが、こちらはカッコは削らせていただきました。続いて、5番、議会の透明性の確保（情報公開）。6番、市民参加及び市民との連携。7番、障がい者差別解消法の取り組み。8番、広聴広報活動の充実。9番、公聴会制度。10番、請願者の趣旨説明及び参考人制度の活用。11番、各種団体等との意見交換会、議会報告会でございます。第4章、議員の政策立案機能の強化。12番、政策討論会、施策立案、政策研究会。13番、議員研修の充実強化。14番、専門的識見の活用、大学との連携。こちら以前は平成国際大学と固有名詞が入っていたんですけれども、条例を考えますと固有名詞はそぐわないとして平成国際という言葉は削らせていただきました。続いて、15番、調査機関、附属機関の設置。16番、会派の役割。とさせていただきました。ここは、以前は会派の位置づけ（会派設置に関する規定関連）という項目名であったんですけれども、文章の内容を考えまして、会派の役割という項目に変えさせていただいたところです。17番、政務活動費。18番、災害時における議会の対応。19番、議会事務局の機能強化。20番、議会図書室の充実。21番、議員の政治倫理。続きまして、第5章、議会と市長等との関係でございます。こちらは言葉の前に執行部との調整事項で（議会と市長等との関係）とあったんですけれども、執行部との調整事項、調整する内容なんですけれども、章の名称としては好ましくないということでカッコの中を優先しまして、議会と市長等との関係、に改めさせていただきました。22番、議決事件の追加等。23番、反問権。24番、議会審議における政策情報の提示。とさせていただきました。ここは、以前、議会審議における論点情報の形成・政策情報の提示とあったんですけれども、政策情報の提示ということで短くまとめさせていただいたところです。25番、閉会中の文書質問。こちらは、閉会中の文書による質問という項目だったんですけれども、によるをとりまして、文書質問というように簡潔にさせていただきました。続きまして、第6章、議員定数及び報酬。27番、議員定数。28番、議員報酬。続きまして最後、第7章、補則。29番、最高規範性。最高規範性こちらには番号はなかったんですけれども、文章として一つの段落ができていますので、29番という番号を振らせていただきました。30番、改選後に条例研修。31番、評価制度と見直し手続き。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君）　これが全体の条例になった場合の見出しということになります。語句の関係でまだ不十分であるのは、十分承知しております。今の時点で、皆さまにご協議いただくために整理をしたということです。今後共通整理をしていきますけれども、これが条

例の目次になって、これを基本にして、ここに要綱案の各番号、通し番号を振ってありますけれども、この文章がそれぞれに続いていくということになります。前回は申し上げたのですが、何も新しく付け加えたことはございません。皆さんから骨子をそれぞれ出していただきましたが、それを各項目ごとに整理をいたしました。その整理したもので条例を作っていかなければいけませんので、要綱案として、文章化したということです。前回出された意見をここに組み入れたということでございます。そして、定義を明確にしたということです。今局長から言われました、資料1-2が一番の基本となりまして、ここに先ほど、最初に報告した資料1の加須市議会基本条例要綱案の各通し番号の部分が記載されていくこととなります。例えば2ページをご覧になっていただいて、総則がありまして、1. 目的とあります。第1章の総則の目的ということで、そこに目的というのがありまして、この条例はうんぬんということにつながります。全て、そういう内容になっております。繰り返しますが、新しく付け加えたものは何もありません。文章を整理したということだけであります。それでは、何か、質問、ご意見等がございましたら、挙手を願います。新井委員。

○3番（新井好一君） 基本的には、前回と同じものを文章、言葉使いを整理したことも含めて了解なんですけれども、反問権のところは、制限付きとそうでない、純粹に反問権と考えたときに、今、一番進んでいるところは、一定の実績の中で、そういう事が進んでいるんだと思うのですが、我々の議会でも本議会の中で、市長はやはり自分の気に障るようなことを言われれば、反問、反論したいとか、あるいは反論になるようなことも、多少はあるわけです。それはそれで、そのことについて、あまり明確に規定するのは、どうなのかと思います。今の段階では、多少制限を付けておいた方が、無難なのかなというふうに、実績の中で変えるのなら変えていこうということの方がより現実的なのかなと、思います。私の意見は。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 意見というわけではないのですが、今日の今の話を聞いて、こういうふうに出していただけると、誠に何かの質問とか、ご意見とかの時に、番号でよかったかなと、そういうことで。質問ではないです。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 今、局長の説明された部分で、伺いたい点があるのですが、また細かな中身については、この後議論していくことになるかと思いますが、先ほど基本条例は、市議会の最高規範の条例であると、等という言葉は、曖昧な言葉は使わない。ということが説明がありました。判断が分かれる曖昧な表現は控えるということで、そこで伺うのですけれ

ども、2枚目の22番、議決事件の追加等、ここには、等があえて付いているんです。だから、追加だけではなく、ほかのことも想定してのことだと思うのですけれども、その部分について説明をいただけたら。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、私の方から、申し上げます。確かに、等が付いているんですが、これは今回この中には、2つだけ入れてあります。前回は申し上げたのですけれども、地方自治法では、議会の議決事項については制限列举になっております。ただ、地方分権の関係の中で、地方の自主性を尊重していこうという部分がありまして、条例で定めた場合には、新たに議決の内容を追加できるということになっております。そういう観点から、議決事件の追加ということで、総合振興計画であるとか、あるいは都市宣言という二つを入れてあります。前から申し上げているのですが、もしあれば出していただきたいと。それをすれば、これに載せていく、ということではありますので、まだ確定ではありませんので、もしあれば、皆さんから出していただいて、重要な案件があれば、そこに具体的に付け加えていきますよということで、等という名称は残しておきました。ですから、最終的にもしなければ、この等は取っていきます。明確にしていきます。そういう内容です。どうですか、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 了解しました。私は、局長が提案された、説明されたこの部分ですけれども、実に表現も非常にすっきりして、条文の見出しになっていくということでは、分かりやすくなったのかなと、全体を通して受け止めました。また中身の自由討議の中で、場合によっては見出しも変わっていくのではないかなということも感じております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） はい、言葉の説明のところで、今回、議会力と議員力と説明されていて、その点は大変分かりやすいと思うんです。4ページで7番のところ、ユニバーサルデザインの理念に配慮し、というところで、やはりユニバーサルデザインの理念といっても、たくさんあるので、できれば理念である代表的なものを出して、公平性だとか、そういう形で、何々に配慮し、と分かりやすくした方がよいのでは、と少し思いました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） そうしますと、あれですか。7番の二つ目の○の中に、ユニバーサルデザインの理念、その理念をもう少し詳しくというようなことですか。野中委員、どうぞ。

○1番（野中芳子君） すごく広いと思うのですが、今、等を使わないという大前提で、たとえば公平性、柔軟性等とかと、すればいいのかなと思ったのですが、等を使わないとなると少し説明が難しくなるのかなと、広い理念ということなので、ただこれだけではなくて、何

かももう少し具体的に加えられると、分かりやすいかなと、少し思いました。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。先ほど、等という話、私申し上げたのは最初に、等という意見があったから、等ということを経が申し上げたんですが、例えば、これから、条例化をしていくために、これは、とかという言葉も出てくるかと思うんです。ただし、これはというのは、これを指すんだ、こっちではなくて、これを指すんだ、という主語が明確になるように、条文は作っていきます。そういう意味で、決して解釈が拡大解釈されるとか、教戒されるとかないように、主語と述語を明確にしていくと、いうことでやっていきますので、たまたま、等という言葉を使っただけで、そういう意味で、条例ですので判断が分かれるような条文にはしないと、要するに明確に文章にしていこうということ。今、野中委員から話がありました、イメージの関係です。少し、こういうものは研究してみたいと思います。障がい者差別解消法の取り組みということもあるのですが、ユニバーサルデザインの推進であるとか表現を少し変えて、検討して、また、もし次にやるときにそういうことも含めて、少し豊かにできるようにやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それで、野中委員よろしいですか。

先ほど、新井委員から反問権について、話がございました。先進的ないくつかの資料が出た議会なら、全ての反論を含めた反問権もいいかもしれませんが、加須市議会はまだ、そこまでいっていないので、今後検討課題だなというようなご意見もありました。これはこうするという、今、方向性が決まっているわけではございません。皆さんのご意見で方向性を決めていきたいと思っておりますので、もしこの件に関して、何かありましたらどうぞ。大内委員。

○8番（大内清心君） 今、新井委員の方からもあったんですけども、飯能市とか、所沢市の方を視察させていただいて、やはり、どちらかというと確認のための反問権だったかなと思うんですけども、これをみると、内容確認だけでは反問権ではないという意見もあると、厳しい内容があったんですけども、当然、議論を深めていくという意味では、二つ目の反問権も必要だということだと思うのですが、やはり先ほど新井委員が言った事例がないという部分もあるので、まずは、最初の方の最初の5行程度分の文言を使わせていただいて、最後に評価制度と見直し手続きがありますので、その段階でまた経験を踏んだ後に、ここはやはり内容的に反問権はよくないとなったときには、見直しをするという方法をとった方がよいのかなと思いました。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。議論を進める中で、一番の核心の部分ですよ、反

問権の。そこも、当委員会としては議論の対象になってきているということです。最初は深く議論まではいかなかったわけですから。このままの議論で我々が一步進んで、議論を展開してきているということです。そういう内容の議論まではいけなかったわけですが、この内容につきましては、先ほども言いましたように、皆さんのご意見で決めていきたいと。大内議員も、最初の内容を確認すると。取り組んでいったらどうかと、見直し規定があるので、その時に考えていったらいいのではというご意見であったかと。また、ご意見がありましたら、どうぞ。佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。私も、この最初のものでいいかなと思っているのですが、この間の議論で、いろいろ、施策を議論するのもいいのではないかな、と最初は思っていました。いろいろ考えてみると、改選後4年に1回、選挙するわけですが、今回も新人議員が活動していると、次回も新人議員がいると新人議員も含めて、最大公約数でできる内容で、できるという規定で、まずはスタートかなと。見直し規定もありますので、スタートとしては、最初のでよいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員。どうぞ。

○10番（酒巻ふみ君） 誠に、佐伯委員の言っていた、そのとおりかなと。それ以前の問題として新人もベテランもいるという中で、折衷案は成り立たないかなと思いました。議論の中で、新人さんにはそこまでは無理だといえば、それはそれでやって、ベテラン議員の、折衷案が出ればいいんだろうかなと。基本的には、佐伯委員が言ったことの内容に似ているかもしれませんけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員。

○5番（小勝裕真君） はい。毎回、自由討議で話し合いさせていただいて、その委員から出た意見を内容というのですか、盛り込んでいただいてありがたく思っています。反問権は、局長の方からこういう考え方もあるのではないかと、私の意見に対してケアしていただいたのですが、今後の協議が進むと思いますが、昨年、議会運営委員会で、私も参加させていただいたのですが、京都の亀岡市では、京丹後市が大変進んでいるという話の中で、亀岡市も基本条例を作ろうじゃないかと。ただ、基本条例の中に反問権という表現があるので、これは大変であると。とりあえず確認という意味での反問権ということで落とし所を付けたのだが、その後、やはり四日市市があったり、京丹後市をみると、制限を付けていない。制限を付ける、付けないというよりも、確認という話になると、反問と言わないで、執行部の方からの対案という話でなくて、一方通行の話ではないかと。したがって、改正をして、今の

ような執行部からの代替案が聞かれるような条例に変えていったと。勉強してきたものから、いい条例を作るという意味では、先進に行っているのではと。会派の話なんです。これに決まったからといって、執行部から相当シビアにされるのではないかと、紳士協定的なものがあって、議長、委員長の許可を得ながらやっているの、内容はされていないというのが実例であるから、よく考えていただければと。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 私としては、はじめのでもいいのかなと思っている。加須の市議会は、私を含めて、そんなに、今まで勉強をしてこなかったと。私の個人的意見で、今回初めて立ち上げて、まず最初ですから、これから何年か経つうちに、考慮していただいて、折衷案という話でもしましたが、文言のあれだから、日本語のいろいろの。これは、新井委員、大内委員、佐伯委員と同じように、一番最初の内容でいいのかなと。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。政策的な議論というのは、論点になるような議論というのはそれぞれの立場というものがあるかと思うのですが、それを突き詰めていくのがどうなのかと。お互いになかなか厳しいことになってくるので、その段階その段階で、今の段階では仕方がないのかなとか。あるいは、それでもなおかつ言いたい、ということで、論議がだんだん深まっていくのかなと思っているのですが、市議会全体として、そのようなこと、議会力という表現もありましたけれども、そういう意味で、これを実際に作って運用することによって、議会力、議員力が高まっていくわけだから、そういう中であらためて反問権のようなものが、もっと議会が充実して、議員が自律的になっていくと、本格的な意味合いでの議会の論争というのが深まっていくのだろうと。最初からというのは、すこし穏やかにやっていった方がいいのでは。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 反問権ということは、非常に大変なことかなと、私思うんです。というのは、各々の議員たちの力というか、それがないとできない。自分自身が勉強していかなければならないということが大切なかなと。この議会改革を通じて、反問権という言葉が出てきたこと事態が、非常にいいことかなと思います。反問権に対して、自分的には徹底的にやらなければと、考えております。今後皆さんでよく、議論して、あんまり難しくない方向がよいのかなと、思うのですが。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。

○9番（森本寿子君） 加須市議会の方は、一般質問にしても、質疑にしても、その前に執行部とのすり合わせもあるというところでは、その場で、どうしようもない質問が出ない限りは、そんなに反問というか、ないのかなと思っていますし、そういったところがないので、市民にとっては面白くないと思われがちと。そういうところがあるのかなと思いますけど、まずは、事前のすり合わせがある中では、最初のところで確認ぐらいでいいのかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員、どうぞ。

○1番（野中芳子君） 私も最初は、趣旨確認という形ではじめて、研究してその中で、見直しの中でやっていけばいいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。もう一度発言したいという方がいれば。だいたい意見が出てきたようですけれども、反問権の関係ですけれども、二つの方法がある。それと、折衷案という話が出たのですが、全体としては、まずは質問や質問の内容を確認するという範囲での反問ということで、やっていければ最初がいいのでは、その後見直し規定の中で。見直しといいますけど、4年後ではないんです、我々は、再来年は任期満了となって改選になりますから、そのあとは一応見直しを、条例がこのまま通って制定されれば、要綱案に沿って制定されれば、そこで見直しを図っていくということになっていきますので、そういう流れになっていきますので、その中で議論していただいてやればいいのか。一応、今日の時点では、最初の内容、質問の内容を確認するという範囲の中で、趣旨を確認するという中で、取り組んでいけばいいのでは、というのが大勢であります。酒巻委員、どうぞ。

○10番（酒巻ふみ君） はい、私もそう思います。委員長の話を聞いて、これを決める内容的なものは、平たく言うと、ムキになる必要はないというのが、結論かなと。皆さんの意見の合うところで自然体の意見が出ればよし、ムキにならないということです。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。それでは、資料1-1に戻りまして、この反問権に対する運用の違いというデータがありますけど、上の部分に決めて、その趣旨内容の確認及び論点の明確のため、こういうことで文言にしながら進めていきたいと思います。ではこれで、市長部局との協議がありますから、市長部局の方から反問権認めてほしいと、いわれると。また、皆さんにお諮りしていきますけれども。一応我々の中ではここまでと。では、そのように進めていきます。そういう文言にして次回は提出したいと、皆さんにお示ししたいと思います。他にございませんでしょうか。森本委員。

○9番（森本寿子君） 先ほどの障害者のところなんですけれども、障害者だけの取り組みで

はないので、先ほど委員長が申し上げていた、ユニバーサルデザインの推進というところは、一般市民全体を網羅している言葉かなと思いますので、そこはそうのようにしていただいた方が、先ほど、等という言葉を使わないと。そうした方がよいと思いましたので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。先ほども野中委員からもお話がございましたので、少し検討して、一番適切な文言がないのか検討して、次回に示せるようにしたいと思います。他にございませんでしょうか。小勝委員。

○5番（小勝裕真君） はい、前回の説明の時に条例とは別枠で、たとえば費用弁償とか会議録部数の見直しとか、一番最後に今後のスケジュールをご提案いただけたと思いますので、その際に結構なんですけれども、今後どのように協議していけばよいのか、基本条例が優先だと思うのですが、そのあたりをどうするのか。よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） 基本条例を、まずは制定するというのが本委員会の目的でして、その時、骨子の時にいろいろ各委員から、ご意見がありました。条例から少し離れるという部分になるということで、別個ということにしてきました。これも引き続いて、別に棚上げするつもりはございませんので、並行して進めていくと、考えております。ただ、基本条例の進行状況を見ながら、やっていかないといけませんので、今後の協議方法について申し上げますけど、その状況を見ながら、その辺も含めて議論をしていきたいなと思っております。今はそれぐらいで、協議をしていきます。ということです。新井委員。

○3番（新井好一君） 今のご意見と同じなんですけれども。やはり、ある程度この条例がここまでできているわけですから、この成文裁量を、全体に確認しながら進めながら、この条文の中に盛り込んでいく規定の中で、具体的に検討しなければならない課題が、そういった趣旨で言ったんだと思うのですが、あと一年というスケジュールの中でどの時点でやるのかというところについてはイメージをもちながら、どこかの時点で時間を設けないと中身に反映されないというか、中身の議論が進まないところも出てくるので、我々もあと2年ぐらいの任期の中で、考えている時には、やらなきゃならない課題があるということは、全体的に確認しておかなければならないと思うので、そのスケジュールは検討すべき。特別委員会が議論はリードしなければならないが、全体的な議論になると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。また最後に、今後の協議の方向について、少し具体的に協議を皆さんでしますので、その時に又、おっしゃっていただければと思います。その

ほかございませんでしょうか。佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 前回、この要綱案を提出していただいて、持ち帰っているいろいろ中身を精査してきていると思うのですが、その点で気がついた点は、今発言していいのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） そのために、発言してください。どうぞ。

○7番（佐伯由恵君） 32項目から31項目になったということで、これだけの骨子案に基づいて、骨子に基づくという規制があったわけです。その規制を踏まえて、文章化したという、その作業は大変膨大だったかと、私、改めてこれを最後まで見まして、大変な作業だったかと受け止めていります。こういったことを通して、議会改革は事務局との二人三脚ではないのですけれども、事務局なしには進んでいかないのだと改めて受け止めました。それを踏まうえて、いくつか気がついた点を挙げたいと思うのですが、まず前文の二つ目と三つ目の○の件なんですけれども、二つ目、『私たちは、先人たちが・・・』というところと、三つ目、『近年、・・・』と、いうのがあるのですが、ここに同じような地域資源の特性を活かし、また下の方では、地域の特性を活かした、ということで、続いて同じ文章が出てくるので、少し、整理したらどうかと、率直に感じました。そこで、二つ目の文章について、こんな風にと考えて考えたのですが、「私たちは、先人たちが永々と築き上げてきた豊かな自然と歴史や文化をさらに発展させ、次の世代につなげていかなければならない。」という風に、二つ目をコンパクトにして、そして三つ目につなげていくということで。少し同じ表現が続いたものですから、率直に感じたところです。それから、目的のところなんです、目的で二つ条文があります。一つ目は、この条例は、こういう事項を定めると、二つ目には、目的が改めて書いてあるのですが、この順番を入れ替えて、最初、目的が来て、そしてそれに沿ってこの基本的条項を定めるっていう風にしたほうが流れていくのかなと感じました。それから、先ほどから議論になっております、障がい者差別解消法の取り組みのところなんですけれども、この基本条例は、議会の最高規範ということでありますから、障がい者差別解消法をしっかりと入れていくことは当然だと思っております、こういった内容を入れていくことは、私も賛成です。その観点から、障がい者の関係について、まず障害者基本法があって、それに基づいて障がい者差別解消法があるということで、その目的は障がい者の有無によって、分け隔てられることのないように、市民が平等に対応するということだと思いますので、障がい者の有無によって、分け隔てられないと、みんな平等であるというものが一つ目にあって、二つ目に具体的にバリアフリーとか手話の普及とか、具体的なものを二つ目に入れていくということで、そうすると見出しは、障がい者差別解消法の取り組みというよりも、障がい者

の機会均等とか、少し表現は、私の中でも固まっていないですけれども、もう一度検討が必要な部分かなと感じました。それから、20番。各種団体等というのは、なかなかイメージができなかったのですけれども、これは一体何を指すのかともう少し議論が高められたらと思います。少しいくつかあげましたけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか、私の方から、説明いたします。先ほどの前文の関係なんですが、自然という話が出たのですが、最初にご覧になっていただければわかりますように、利根川、流域面積日本一の利根川であるとか、あるいは渡良瀬遊水地であるとか、豊かな自然とすでに書いてありますので、また同じことを書くことはない。そういう内容になっております。それから、目的の関係は、一応これは加須市議会の基本条例で、この条例は一体何を目的に制定したのかと、いうところもきちんと最初に定めておく必要があるということで、こういう順番にしたということです。それから、4ページの7番の障がい者差別解消法の関係なんですが、誤解されては困るのですが、これは加須市議会の基本条例でありまして、執行部が障がい者福祉に取り組むこととは若干ニュアンスが変わるということです。執行部が障がい者福祉等に取り組む場合には、理念とかしっかりやらなければならないと思いますが、我々はそういうことを踏まえて、市民の代表の機関から市議会がどう向き合うのかということなので、少し意味合いが変わってくるということなんです。それから、各種団体、これは5ページの関係で、各種団体等との意見交換会、議会報告会ということなんです。たとえば各種団体等ということは、市長部局との関係では条例がありまして、支援団体であるとか、そういう表現を使っているわけなんです。ここでいう各種団体等といった場合には、我々は市民の代表機関でありますので、自治会であるとか、あるいは女性団体、あるいは青年、各種体協であるとか、いろいろ各種団体があります。そういうことを幅広く各種団体等ということで、そういうことを念頭において、おおよそ各種団体ということにしてあります。ただ、それを、我々要するに広く市民の皆様の意見を伺って、議会力として、我々は展開していくということで、個々のことを書くことはないだろうと、お互いに自明のこととして各種団体等とひとくくりにしてあります。表現についてこれからどうしていくかについては、まずは、条例素案の時に検討していくことになりますけれども、今は要綱ですので、だいたい、今の内容で説明になっているかと思いますが、他にございますでしょうか。なければ、皆さんに、お諮りしたいことが二点あります。一つは、今ご協議いただきました、要綱案に関しましては、先ほど説明いたしました、資料の1-2を、ご覧になってください。全体構成内容について、前文と章立てで7章にしまして、項目は31項目と説明をいたしま

した。今後は、この章立てに則って、これに沿って、制定していきたいと思います。これが一つです。それから二つ目は、この要綱案の文書ですが、助詞、要するに、『、』、『に』、『を』、『は』です。これについては、委員長にご一任いただきたいと思います。皆さんから意見いただきましたことは、網羅していきますので、『、』、『に』、『を』、『は』を一つ一つ、その都度お諮りしなければならないとなると、これからの条文作成等で、煩雑になってきますので、この部分については、委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(はい。との声あり。)

ありがとうございます。今の二点については、そのように決定させていただきます。ではここで、一時間経ちましたけれども、休憩が必要ですか。次は、この間の検討事項の続きになりますので、とりあえず10分、休憩をして、10時40分まで休憩して。では、10分休憩して、再開は10時40分からと致します。



◎休憩の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時30分

開議 午前 10時40分



◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、休憩を閉じて、委員会を再開いたします。



○委員長（小坂徳蔵君） 次は、次第に則りまして、加須市議会モニター制度（案）を議題といたします。議会モニター制度は、前回申し上げましたが市議会が市民から議会モニターを委嘱をしまして、その意見を議会運営に反映させて議会改革する、これが目的であります。前回、議会モニターについて調査してきた内容について報告をいたしました。今回は前回に引き続きまして、加須市で行う場合にはどうなのかという点で、さらに事務局で、この検討調査をいただいております。この内容については、資料の2による訳ですが、戸田議事課長から説明をお願いします。

○事務局議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長。

○事務局議事課長（戸田 実君） はい、失礼します。それでは私の方から（２）加須市議会モニター制度案について、資料の２番で、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。まず、先日、前回、戸田市議会の例をご紹介させていただきましたけども、加須市議会としてのモニター制度を設置する方向になった場合を想定して、各項目ごとにワンペーパーで整理をさせていただいた資料が資料の２でございます。まず１番、目的でございますが、「加須市議会モニターを設置することにより加須市議会の運営に関し、市民（本市に在住、在勤又は在学する者）からの要望、提言その他意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。」といたしました。次に２番、職務でございますが（１）会議（本会議、常任委員会、特別委員会等）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書等（電子メール含む）により提出すること。（２）として、「かぞ市議会だより」及び市議会ホームページに関する意見を文書等により提出すること。（３）議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。（４）市議会議員と意見交換を行うこと。（５）その他議長が必要と認めたこと。といたしました。次に３番、提言等の処理でございますが、「市議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じて関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させ、その結果を市議会モニターに通知するとともに、「かぞ市議会だより」や市議会ホームページ等で公表するものとする。といたしました。ちなみに、戸田市議会ではこの市議会モニターの所管は、前回ご報告いたしましたように議会運営委員会が所管をしておるところでございます。次に４番、募集方法でございますが、「市議会モニターは公募とする。ただし、議長は各種団体等に対し、適任者の推せんを依頼することができる。」と、いたしました。これは、戸田市議会におきまして、公募だけでは、なかなか人が集まらなかった。１５人のところを、確か現在４人ということ。公募だけですとなかなか集まらないということが、加須市議会においても想定されるのかなというところで、「適任者の推せん」という文言を付け加えて考えてみたところでございます。次に５番、定員及び委嘱でございますが、１番として「市議会モニターの定員は１０人以内とする。」因みに戸田市は１５人でございました。（２）「市議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。なお、市議会モニターの年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないよう配慮する。」と、いたしました。次に６番、資格でございますが、（１）年齢満１８歳以上の市民であること。（２）市議会の

しくみ及び運営に関心があること。(3) 市政及び地域社会の発展に関心があること。(4) 公正な社会的見識を有する者であること。と、いたしました。次に7番、任期でございますが、「市議会モニターの任期は1年とする。ただし、連続して最大2期まで再任させることができる。」と、いたしました。次に8番、報酬等でございますが、「市議会モニターは、無報酬とする。ただし議長が必要と認めたときは、任期満了の際に記念品を支給することができる。」と、言うことで、戸田市の場合は、前回もお話しましたが、任期満了の時に1万円の図書カードを支給しているということでございます。加須市議会として記念品案としては、加須市の地域振興券であります、「絆サポート券」なども、考えるところかなと思っておるところでございます。以上です。この他にモニターの欠格事項等の項目を定めまして、これは、条文形式、第何条、第何条という形に整理をすれば、加須市議会モニター設置要綱へ移行できる形となるところでございます。加須市議会モニター制度案につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、有難うございました。これ、加須市議会でモニター制度を実施する場合の要綱案について、まとめたものです。我々が考えなければいけないのは、この間の市議会改革のアンケートの結果で、市民の意見が反映されていないと応えた方が、反映されているという人より上回っていると、ですから何とかひとつ、この市民の意見を聴いて、市議会は取り組んでいるんだと、やっぱり、ここを重視して取り組んでいくというのが、この間の市議会アンケートの一番の私はポイントかなと、前回も申し上げたんですけれども、それを我々は深刻に受け止めて、やっぱり打開する方向を、一步一步、着実に取り組んでいかなければいけないと、そんなふうに思っております。だいたい、これは委員共通の認識ではないのかなと思っております。そのためには、この市議会モニター制度を通して、いろいろ、傍聴していただいたり、あるいは、市議会だよりですとかホームページだとか、後は議員との懇談を行って、いろいろ、意見を出してもらって、それを第三者、本当に市民目線で見ただいて、それを、この、意見を反映させていけば、さらに市議会改革の、流れに一步一步また前に進んでいくのかなと思っております。今、戸田課長から説明がありましたけれども、何か質問や意見がございましたら。はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい、参考ですけど、これは全国的には、この制度を設けている市というのはどのくらいあるのですか？参考のために。

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田課長。わかりますか、わかる範囲でお願いします。

○事務局議事課長（戸田 実君） 県内では、具体的な、市議会の取り組み事例は無いんです

けれど、戸田市議会がやはり、県内では、かなり進んでいるというところで、視察がかなり多く、戸田市議会の方にモニター制度ということで受け入れているというふうに聴いております。具体的にどのくらいの市が取り組んでいるのかという点については、今のところは把握しておりませんが

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） わりと手をつけてやるってことは、早いということですね。

○委員長（小坂徳蔵君） そうということです。

○10番（酒巻ふみ君） 進んでいるという解釈なんだってことで、ご意見があったから。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、皆さんのご意見。

○10番（酒巻ふみ君） はい、分かりました。後で、機会があったら調べてみて。どのくらい、全国的にはね。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） 県外の実施事例について、次回に報告をさせていただきます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、よろしくお願いします。大内委員。

○8番（大内清心君） はい。募集方法でも前回、大丈夫なのかな、公募で集まるかなって不安はあったんですけども、推せんっていう方法をとられたっということで、若干良かったのかなというふうに思いました。あともう1点、確認なんですけれども、目的で市民ということで（本市に在住、在勤又は在学する者）ってなっておりますので、資格のところでは、あえて市民であることという事でカッコの部分が無いんですけども、ここで、市民カッコってなっているので、あえてここはカッコを付けなかったのかなとちょっと確認したいんですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。今、大内委員さんのおっしゃる通りで、冒頭でカッコして市民、在住在勤又は在学する者とうたっておりますので、これが、条文形式になりますと、以下、「市民」とかいう表記を入れるような形で要綱が整理されるのかなと、一応、想定されるところでございます。

○8番（大内清心君） はい、了解しました。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） この募集方法ですか、これは戸田市の実践の状況を見て、この各種団体ということで、この辺は、よく議論しないと、例えば、加須市の場合に、ほとんどの委員会を見ても、同じ人たちが、結構、各種団体、充て職で来ている人多いんです。そうすると、この人たちが、ほとんど、なっちゃう可能性あるんで、そうすると、本当の市民の意見を聴けるチャンスをちょっと、あれなのかな。まずは、この辺をちょっと、議論して、まず公募でスタートするんですとね、どうしても、1人とか2人とかではどうにもならないんで、そうしたら、また検討するとかってことでも良いんじゃないかと思うんです。いろんな、委員会とか出てますと、ほとんど各種団体の充て職の方が占めているんです。で、環境の方に出たことあるんですけれども、これは公募で枠が決まっていて、結構、出てましたけれどもね。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 今の意見なんですけれども、私も竹内委員と同じように、充て職、これは、あまり好ましいことではないと思っております。やはり基本は公募。ここが基本かなと思います。ただ、それが、この、公募が無かった場合、もう一つ担保になるのものが必要だということでございます。率直に申し上げまして。それで、この各種団体からの推せんという表現を使っているんですが、これは、あくまでも、補完するものだということと考えております。ただ、それも、一部に当たっては、圧力にならないように、そこは十分、今言われましたように、そこは、具体的にちょっと検討していきたいと、そのように思っております。そんなところでよろしいですか？

○2番（竹内政雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） はい、すみません。モニター制度。議会だよりのモニター制度ってことで提案させていただいたんですけれども、全体的な市議会のモニター制度ということで、すごく良いと思うんですけれども、アンケートの結果でも確かに、60代で定年されて、議会にも興味を持って見ていきたいと、関心のあることも、ご意見もありましたし、また、30代ではその議会に参加する仕組みがないというところで、こういう方たちは、何かやりたいんだなって市民の方もいらっしゃるんだなってところでは、公募していただいて、足りないところでは各種団体等にも声かけするってところは、とても良いかなと思いますし、私たちが広聴広報活動の大事な部分かなっていうふうに思いますので、きちんとやっていただきたいのと、あと、文書を提出というところでは、気づいた時にすぐ提出していくのか、会議ごとに提出していくの2かとか、細かいところを、どうしていくのか教えていただければ。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。森本委員良いですか、このモニター制度の関係なんです。森本委員おっしゃるように、これは市議会全体のモニターだという事です。この要綱案にもありましたように、市議会としては広聴、市民の声を聴くということとを第一に、これは広報よりは議会の場合は広聴が大事だということでそういう内容になっております。それに基づいたもので、これ議会モニターですから広聴です。これが一番の主眼となります。それから先ほど言われました、意見の議会に提出する方法だとか、いろいろ、あるいは前回、酒巻委員からも、いろいろ、ご指摘いただいております。その辺も含めて、これでよろしければ、次に、今度は具体的に対応基準も必要になってきます。対応基準。意見をどうやって出してもらうか、とかそういうものを、対応基準として要綱とは別に、今度は対応基準として決めて、それに則ってやっていくということになります。だから、これで今日、決めていただければ、次の時、対応基準まで踏み込んで、また皆さんに、ご提出していただいて、皆さんに意見を聴いて、で、前に進めていきたいと、そんなふうに思っております。それでよろしいでしょうか。森本委員それでよろしいでしょうか？

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、さきに野中委員。

○1番（野中芳子君） 5番の定員及び委嘱のところ、「市議会モニターの定員は10人以内とする。」とあるんですけど、戸田市の場合は15人にして、なかなか集まらないってこともあるんですけど、公募した場合に、例えば10人以上になった場合、どうするのかということと、あと（2）番の下ところに、「なお、市議会モニターの年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないよう配慮する。」ということは、やはり、これは、ある程度、定員以上になった時に、そういう形でこう配慮するってことだと思うんです。定員以内だったら、全員モニターさんになっていただくという形だと思うんですけど、ただ、その部分が、どういう形で、配慮するのか、もう少し具体的に、じゃないと、公平性がきちんと保たれない部分もあるのかなと、ちょっと思いました。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、それに関してですが、願うことは、定数以上に応募してもらいたい。そういうふうに思います。そうすれば、各種団体等への依頼だとか、そういうこととかもなくて、その中で、できるんだと思うんですけども、できれば、そうなるってほしいなと思っております。ただ、いろいろと、先進都市を見てみると、どうも、そうでもなさそうだなということで、このような形にしてあります。ですから、選考基準は別に対応基準で定めます。そうしていかないと、ちょっと公平性を保たれなくなりますので、それと、

前回の酒巻委員のご提言もありますので、それも当然ふまえて、やっていかななくてはけません。で、選考基準を定めていきます。当然、その中で定める場合には、地域間の状況を見たいと、あるいは年齢、それから性別、この辺も配慮していきたいと思っております。それと、加須市は11万人ですので、だいたい1万人に1人程度ですね。その人達でいきい。で、これは、まずは任期は1年だと、それから延長しても2年ということでやっていくと、要するに、新しい意見をどんどん出していただいて、それで市議会の活性化に結び付けていきたいというのが趣旨です。出来れば野中委員が言うように選考基準で議会が悩むというようになって欲しいというのが、これが願いでございます。それで選考基準を決めたなら、例えば、もし特別委員会が出来ていけば、その中で、例えばここが所管するということになれば、そこで選考基準を最終的に皆さんにお示しをして、そこで皆さんが了解だっって人を決めていくっていう事になります。場合によって、たとえば議会運営委員会ということであれば、議会運営委員会で諮って決めていくと、それで、それに決定に基づいて議長が委嘱していくというような流れになっていくのかなと、そんなふうに思います。はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） ということは、そのときに改めて、また、欠格事項というのも一緒にでくる形になるんですか。

○委員長（小坂徳蔵君） そうです。これは、この要綱は、A4の一枚にまとめたので、欠格基準だとか、そういうことも、当然でできます。よろしいですか？

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 議会改革は、市民と共に歩んでいくと、ひとつの仕組みかなっていうふうにモニター制度、受け止めております。議会を良くしていきたいという思いのある市民の知恵を借りて、気が付いたところを率直に出してもらって、議会としても会議を開いて、その声を受け止めて、改革に反映させていくという大事な制度だと思っておりますので、詳細はこれからということになりますけれども、基本的には、いいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 市民の声を聴くというのは、この間の一番の問題だったので、この制度を導入していこうということについては、いいんじゃないかというふうに思っています。それで、問題は、このモニターが戸田市の場合は4、5人しかでなかったということ。また逆に、かつて、どこだとは言いませんけれども逆に応募が多すぎて、どうしようかということで、定員のところの（2）のような感じで、どういうふうに割り振りするのがいいのかと

いう問題もでてこないとも限らないです。それは、運用の問題で議会の中で公平に議論できれば、それはそれで結構なことなんですけれども。ですから、当面は、やはり「ただし、議長は、・・・」という、この後ろの、こういうことも、一緒に担保することですから、これも入れておいた方が、やはり、私は良いんじゃないかって思って、欠けた場合は、人数が少ない場合は、ここから枠として出してくださいということじゃなくて、できるだけ、自主的に、この中で選んでくださいということを、団体をお願いして出してもらうという方法を入れておいた方が良いというふうに、思うんで、これも、やはり手探りでやるしかないんじゃないかなと思う。あんまり実績が無いということなんで、やりながらやれば、身近に議会として身近に一番市民と接触できるモニターということでもって活用して、それができるのかなというふうに私は思いますね。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますでしょうか？

○4番（柿沼秀雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） モニター制度の案ということで、ここに、お示しいただきました。この内容的にはこれで良いと思うんです。それでまた、今、細かい話がいっぱい出たと思うのですが、今後モニターの定員の募集だとか、いろいろ、細かいことがこれから出てくると思うのですが、その中で、今度、意見が統一できれば良いかなと思います。はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、有難うございます。他にございますでしょうか。無ければ、いろいろ、意見も出尽くしたのかなと思います。で、ちょっとお諮りいただきたいんですけども、一度、基本条例の制定は来年の6月議会で、これは制定、議会に上程するという事になっております。で、これをその後ということになりますと、その後ということになります。その後ということといいますと、改選の年になります。ですから、また、先送りになります。そうするとまた、相当先送りになってしまいます。そうであれば、いろいろ、今、皆さんのご意見をお伺いしていると、だいたい、これで良いじゃないかという意見が、全員そのようなご意見、いただいております。そうであるならば、どうですか、基本条例とは別に前倒しして、来年度から、このモニター制度、また対応基準については、次回の委員会に、また具体的にお示しできると思います。で、一応、要綱の案については、この案が出来ますので、これでもう核心の部分は、ここに入っておりますので、もし皆さんからご賛同いただければ、1年前倒しで、来年の4月から、このモニター制度については、実施に取り組んでいくという方向で、皆さんと協議進めながら取り組んでいきたいと思うんですけど、ど

うでしょうね。

（「賛成」という人あり）

いいですか？

（「はい」という人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか？よろしければ、来年度から、この加須市議会モニター制度を導入していくということで、取り組んでいくことにしたいと思います。そのように、決定しますので、では、決定いたします。

続きまして、先に進みます。それでは次は、加須市議会版ＢＣＰ（業務継続計画）策定に向けての課題を議題といたします。これは災害が発生した時の市議会の対応であります。加須市議会版ＢＣＰの策定も、災害が必ずやってくるという認識のもとで、決して避けて通れない市議会の重要な課題であると私は思います。それで、加須市議会版ＢＣＰを作成する場合の課題について、前回、調査の内容についてご報告申し上げました。今回は、加須市議会として、策定についての論点整理といいますか、課題を、一応、整理をいたしました。それが、資料の３になっております。この件に関しましては、戸田課長から説明、お願いいたします。

○議事課長（戸田 実君） はい。委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） それでは、「（３）加須市議会版ＢＣＰ（業務継続計画）策定に向けての課題について」資料の３番でご説明をさせていただきます。前回の委員会で、地方議会でＢＣＰを初めて導入いたしました、大津市議会の例を紹介させていただきました。策定に向けての課題については、今回ワンペーパーですので、大きく３点ほど明記をさせていただきました。初めに入口の部分です、まず１番、「ＢＣＰ（業務継続計画）策定への工程は？」と、ということで、あげさせていただきましたけれども、前回、大津市議会の例もご説明いたしましたけれども、また、改めて、また一部、説明、重複いたしますけれども、お話をいたしますと、まず、大津市議会から各会派の代表者１０名による「大津市議会ＢＣＰ策定に係る政策検討会議」を設置いたしました。その後、大学教授による講義や執行機関との意見交

換を経て策定会議を計10回、約1年をかけて開催し、大津市議会BCP（業務継続計画）を策定したものでございます。課題の2番としまして、「災害発生時における議会の体制及び行動形態は？」と、いうことで、これにつきましても、前回ご説明しました大津市議会の例等、説明、一部重複しますが、また、改めてご説明しますと大津市議会は、まず、正副議長及び各会派の代表者で構成される「議会災害対策会議」を設置いたします。初動期です。発生から3日までの間については、事務局職員が参集し、議会災害対策会議を設置し、市災害対策本部等の設置後。それと、安否確認、情報収集を行います。行動につきましては、議員は、議会災害対策会議からの参集指示があるまでは地域活動などに従事、専念するということでございます。発生から中期（3日～7日）の間につきましては、今度は災害情報の収集、把握、共有ということで、行動といたしましては、議員は議会災害対策会議からの参集があれば、速やかに参集し議員活動に専念するということでございます。発生からの後期（7日～1ヶ月）につきましては、議会機能の早期復旧に向けて、本会議、委員会を開催し、復旧・復興予算などの審議を行うこととしてございます。それと、1ヶ月後につきましては、平常時の議会組織体制に戻るということで、復興計画などについて、議会として審議を行うこととしております。さらに、「議員の情報提供、収集などは、緊急時等を除き、可能な限り議会災害対策会議を窓口とする。」と、前回もお話しましたが「市災害対策本部への直接の連絡等を行わない。執行部の初動及び応急対応に専念できるよう配慮する。」こととしてございます。最後に3番といたしまして、「災害発生により議場等に被害が生じた場合の代替え施設は？」ということで、大津市議会の例、本会議や委員会を開催できる機能を備えた施設・場所の例といたしまして、「議会とパートナーシップ協定を締結している大学のホールや教室、災害協定を視野に市内のホテル等も考えられるけど、議会単独での措置は現実的ではない。」としております。「耐震基準を満たす庁舎の会議室などを代替え施設として利用する。」のがよろしいのではないかとということで、「議員及び議会事務局の参集場所、対策会場の設置場所」として確保するということでございます。更には、庁舎近隣の公共施設である、これ、大津市議会の例ですと、市民文化会館や歴史博物館のホールや会議室等を利用するということも視野に入れていると。ただし、使用については、市と協議が必要であることとしてございます。この他、加須市議会としてBCPを策定する際の課題は、他にも多々あるかと思えますけれども、特に今回は大きく3点について、大津市議会の例をあげながら、説明をさせていただきます。以上、加須市議会版BCP策定に向けての課題につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、どうもありがとうございました。今の説明に対し質問や意見があったら挙手願います。野中委員。

○1番（野中芳子君） すごく、小さい質問なんですけれども2番のところで、初動期、中期、後期と分けていますよね、これが、0～3日、中期が3～7日とダブっているんですけれども、これは4日後～とか、4日～7日とかじゃなくて、これはダブってていて良いんでしょうか。大津市議会の方を見てもそうなんですけれども、なんか普通に考えると初動期が3日なら中期は4日目～7日目って形になるのかなって、ちょっと思ったんですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員、これは、いいですか。これは大津市議会が決めていることなんで、どうして決めたのかっていうのは、そこまでは詳しくは記載はしてないんです。たぶん、私が考えるところ、例えば、初動、中期とかあるんですけど、これは分けては考えられないと思うんです、たぶんそこは、ダブリながら、まずは災害が起きた当日から、右往左往しながらマニュアルに基づいて取り組んでいくということだと思うんです。それと合わせて、次は、ダブっていくんだと思うんです。だから、明確に、何かみたいに、これは、ここで、こうってわけにはいかないと思いますので、こういうダブリながらやっているんだと思います。これは、あくまでも大津市議会で、たぶん、これをみると、私が推測すると、こうだということで良いですか？で、加須市議会の場合は、これとは別に一応、こういうことで計画立てなければならないんじゃないかということで、大津市議会の例を仮題としてあげているので、あまり細かいことを言われると、野中委員困りますので。

○議事課長（戸田 実君） はい、すみません。今の野中委員の質問なんですけれども、確かに3日とか7日とかダブリがございます。これ、大津市議会に確認しましたところ時期というのは、あくまでも委員長さんもお話しました通り、あくまで目途でありまして、これは災害の大、中、小、大災害、中災害、小規模災害ありまして、それによって、この辺の初動期に対応する内容とか行動が、逐一、変動していくということがございまして、この時期というのは、あくまでも1つの目途として考えているということで、例えばこの3日がダブっているというのは、そういう含みがありまして、本当は中期のところに入る、いわゆる4日に入るんですけれども、実態としては、まだ、そこまできなくて、初動期の行動としているとか、あるいは、初動期の範囲なんですけれども、実際は中期の行動に実際動いているとか、そういったところは、若干、臨機応変に議会としても対応をしているというところでございまして、あくまでも、この時期というのは、ひとつの目途ということで、あくまでも、計画でございますので、そういったところでとらえているというところでございます。

○1 番（野中芳子君） はい、ありがとうございます。

○委員長小坂徳蔵君） ありがとうございました。森本委員。

○9 番（森本寿子君） 細かいことなんですけれども、2 番の体制、行動形態というところで、まず、安否確認というところでは、これ、議員の安否確認ということですよ？で、また、災害の情報を共有するってところでも、またその後、議会災害対策会議から参集があれば速やかに参集とか、そういう伝達とか、収集とか、そういったことをどのようにしていくのか、ちょっと決めていかないと、3. 1 1 のときには、電話が使えなかった状況もありましたし、加須地域と北川辺地域なんかは局番が違うので、向こうは繋がりやすかったとか、いろいろあるんですけれども、そういったことも考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っているんですが。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか？森本委員、この、これは、大津市議会の関係なんですけれども、安否確認ですね、要するにこれ、初動期の関係、この内容について安否確認と、あるんですが、安否確認というのは、議員本人はもとより議員の家族も含めてということですよ。それから当然のことなんです、議会事務局の職員の御家族の安否確認も含めてのことです。これは。それから、情報の共有ってことなんです、これは、ですから、この場合大津市議会の場合に議会対策会議を、すぐ設置をするということなんです。例えば、加須市議会の場合はどうなっているかといいますと、江原局長が、もし災害が起きた場合には、対策本部に組み込まれます。そうすると、議会関係については戸田課長が陣頭指揮をとるというようになってくるわけです。で、その他に、議員として議長を中心とした、要するに対策会議を設けていくということです。大津市の場合には、正副議長とそれに会派の代表者を集めて対策会議を立ち上げて、それで、いろいろ、講じていくと、ただし市の災害対策本部がありますけれども、そこの邪魔をしないで、これは最優先ですので、それをしながら議会としては個々の議員は議会対策会議で取り組んでいくというようなイメージです。で、それも、これは、大津市のイメージなんです、加須市議会でもひとつの参考にはなっていくのではないかなということです。今、森本委員から言われましたけれども、そういう課題が出てきます。それを、これから検討していくということだと思います。その他に、もしあれば、どうぞ。はい、新井委員。

○3 番（新井好一君） はい、これは、イメージの問題なんだよね。結局、初動期というのは、災害の種類、程度によって、命にかかわるようなことで3 日間という設定っていうのがあるんだと思うんです。ですからこれは、議員もそれは安否確認を含めて情報確認も含めて、そ

ういう立場で対応しなくちゃなんないということがあるんで、これは、前提過程で、そういう議論を、もう少し突っ込んで、やらないとだめなんじゃないかなと思います。やはり例えば、堤防が切れたとか、そういうことになる、まず、救助、安否確認をしなきゃならないんで、救援活動ってのが、この3日間でどこまでできるかってことが、最大の問題になるわけで、そこで、議員はどのように対応できるのかということになるんです。だから、そしたら、その次の段階に入っていくということになりますから、想定をしながら、やはり、どういうふうにするかってことは考えるべきだと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、先ほど、最初に言いましたように、要するに、議会力として全体の力を発揮して、要するに、二元代表制の中で市民の代表として議会として役割を果たしていくということに、尽きると思います。その場合には、3つ、災害の場合には大きく言っているのかなと思います。それは一つは地震、もう一つは水害の問題、さっき新井委員がおっしゃいましたけど、それから3つ目が風害。要するに、竜巻だとか、そういうことがあるのかなと、そういうふうに3つの災害に分けて、もちろん、課題なんですけども、その中で、それぞれの取り組み方が、若干、内容が変わってくると、それは、要するに、この加須市議会BCPで整理していくということになろうかなと思います。その他、もしあれば。大内委員。

○8番（大内清心君） 今回、業務継続計画策定に向けての課題ということで、ひとつのペーパーにまとめていただいたわけなんですけれども、災害が起きた時、議員は、まず、何をするのか、どう動くのかってところが、本当に大事なかなと思ってまして、最初の3日間というのは、もちろん自分、議員本人も被災している可能性もありますし、代表の方、議長、副議長が代表で対策会議を設置していますので、情報をお互い共有しながら動いていくのかなと思うんですけれども、まず、やはり、例えば、小学校の体育館とかに皆さん避難されていると思うんですけれども、そういう時、いろんな議員には、いろいろ、こうしてくれ、あしてくれということも沢山、言ってくると思うんですけれども、直接は連絡するなということですので、そういった対策会議の方に投げかけていけばいいのかなって思うんですけれども、その辺、個人個人がどう動けばいいのかということを明確にしていくことが大事ということと、こういう分厚い継続計画になっているかなと思いますので、これから、これは細かいことは話し合っていくんだと思うんですけれども、やはり、まずは、課題完結に向けて加須版は、どうもっていくのかってところを、もっと、議論していただきたいたいところと、ここには課題なので載っていないと思うんですけれども、大津市で、載っている防

災計画、防災訓練っていうところでも明確にさせていただいて、しっかりと市民をこう誘導していただければなと思いました。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員、どうぞ。

○5番（小勝裕真君） はい、このBCPはこの委員全員が、必要じゃないかと、こういう認識のもとで基本条例の中にもうたっていこうと、特に、今のところは、大規模災害が発生したら、何をしたらいいのか、わかっていないと、今、内容の話にはいつていますけれども、大津市は10回、1年かけて、ここまで協議をしてきたと、ただ、じゃあ、我々は、その期間をもっと短縮してやるのかどうか、そういうことも今後の話し合いに入っていくものですから、内容も当然さることながら、こういう課題があるんだと、こういう点を出していただいていますので、これについて、今後どう協議するのかということが大事なことだと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。他に。柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） はい、さっき大内委員が言われたんですが、「災害本部に対して、直接の連絡等は行わない」とここに書いてあるんです。これは、東松島市の視察に行った時に非常に大混乱してしまって、議員たちが重複して、あーじゃない、こうじゃないって言って、そういうことになると、対策本部の方も困るような気がするので、ここだけはちゃんと、皆さんが守ってあげたほうがいいのかなって。往々にして、そういう人が、かなりいる・・・非常に迷惑をかける・・・。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 2011年の3.11の時は、予算特別委員会の最中でした。ここから見て、屋根瓦が、みんな落ちていくんですね。私たちは上から眺めて、もう、右往左往する。そういう状況でした。この6年間、あのような大災害が無かったことが幸いだったかなって、そうで無ければ、この対応をきちんと決めていなければ同じように大災害の時に議会が右往左往するっていう状況になっていくことになるわけですがけれども、今回はこのBCPを皆さんで調査研究することによって、これを加須市議会としても、しっかりと決めて、また議会の開催中に起こる場合もあるんですよ、そういったことも、いろんな想定を含めて、今、大津市のどんな工程で作ってきたのか、その行動形態はどういう中身なのか、こういったことも参考にしながら、加須市としての内容をしっかりと作っていければというふうに思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。他に。新井委員。

○3番（新井好一君） はい、必要であるのは間違いないんですが、まず、防災計画の中に、市役所の、市としての防災計画の中に業務BCPがきちんとされているかという、まず、大きな疑問があるんです。これはやはり加須市の場合はそこまで、まだ無いんですよ、そのところが、ですから、早急に市も、この業務継続についての、そのことについて、作る必要があるってことと、それに関係して、議会はどうするのかってことで、この議会のBCPを設定していくってことになるんだと思うんです。やはり、さっき、東松島市の件だとか、それから常総市の件は、やっぱり災害が起こった時に議員は個々に、いろいろ、動くわけですから、そのさまざまな形で、皆さんからこうしてくれ、ああしてくれって言われることは、当然、一番言われるんです。それを逐一、災害本部だとか、そういったところに言ったら、災害本部はそれでなくても手一杯になっているんで、実際の指令が出来ないということが、往々にしてあるんだと思うんです。だから、それは防災計画の中でちゃんと災害本部、司令部ってのは、その辺は外部意見についても、制限した形でしか聴かないんだと思うんです。指揮系統をはっきりさせるって点においては。ですからそっちとの関係で、議会はどういう関係にあるかってことを位置づけて初めて議会としてのBCPまた、議会の役割がそれぞれの議員の役割がでてくるんだというふうに思うんで、そういうところは、やはり市の方とも一緒に考えないといけないのかなというふうに思うんで、これは、市とのこれからの話し合いの中で、市はたぶん、出来るだけ早くこれも作るんだと思うんです。その辺は調整しながら、こっちも作るということで考えた方がいいのかなっていうふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 皆さんの話を聴いていて、だいたい、ここで結論は作った方がいいと、もちろん結論ですけれども、だいたい時系列の計画とか、どのようにしてどこの時期にどこに盛り込むとか、そういう委員長のお考えとか執行部との話ってのは、出てないですよ、まだね。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員。今、酒巻委員からお話ございましたけれども、だいたいこの加須市議会版のBCPの関係については、皆さんがこれ、策定するんだというご意見のようでございます。一応、要綱案にも、そこを検討するという内容になっておりますけれども、もし、皆さんが、ご了解いただければ、この要綱案は、来年の6月、何回も言うようですが、上程することになっておりますので、これから、1年かけて、この加須市議会版のB

ＣＰについて、本委員会で協議を尽くしていただいて、条例の制定と同時に、加須市議会版のＢＣＰも策定完了だということに持っていかればいいかな、と思っております。ただこれは、モニター制度とはちょっと違いまして、相当調査、検討が必要です。で、ひとつのことじゃなくて、例の地震だとか、災害の形態に合わせて、ひとつまた、少し、対策も変えていかなければいけません。そういうことも含めると、少し時間がかかるので、最低１年でもちょっと難しいところがあるんですが、でも、せっかく、皆さんから、ご意見いただきましたので、基本条例の制定と同時に加須市議会版のＢＣＰもとりあえず、今の我々の水準に合わせて、策定を目指していきたいと、私自身は思っております。皆さんにご了解いただければ、来年の６月の基本条例の制定と同時にそこを目指して加須市議会版ＢＣＰの策定を検討していくということで取り組んでいきたいと思います。それで、よろしいでしょうか？

（「はい」、「賛成」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。そのように、これは、決定させていただきます。来年の６月市議会での基本条例制定に合わせて、検討を進めていきたいと思しますので、皆さん、ご協力またアイデアをよろしくお願いします。はい、どうぞ、酒巻委員。

○１０番（酒巻ふみ君） また事務局が大変かなって、それだけの話です。でも、これは市に関わることでありますから、ちょっと努力していただいて、我々も努力するということで、その辺のところがちょっとお聞きしたかったので、いつまでに、あれかなっていうことで。

○委員長（小坂徳蔵君） 私も心配しているところでありまして、加須市議会の事務局は条例の要綱案にもありましたように、議員と共に市民の負託に応えるために職務を全うするということになっております。ですから、議員のパートナーとして、一緒に取り組んでいくということになっておるんですけれども、なにせご覧のように、少数精鋭です、超少数精鋭です。その辺は皆様にくれぐれもご理解いただいて、なるべく皆さんのご期待に応えていきたいと思うんですが、いずれにしてもここにいるのが、オールキャストでございますので、そこはひとつおくみとりいただいて、またいろいろ、皆さんから課題を提議してあげれば、それに対して鋭意努力していきたいと思しますのでよろしくお願いします。はい、新井委員。

○３番（新井好一君） まあ、いいんですけど、皆さんの方向でいいんですが、市の方の防災計画は事細かに、それぞれの種類において、対策本部等々が本部が作られるというレベルに

合わせて進行するんですけれども、正確な意味で業務継続計画ってことが、その中では条例としてはまだなっていないと思うんだよね。まあ、その辺のところっていうのは、局長あたりは、執行部の今の状況ってのは、どのように理解してるんですか？

○委員長（小坂徳蔵君） はい、局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、私も災害対策本部の一員になっているわけなんですけれども災害対策本部、まあ、訓練ということで、今年度、それから前年度も何回か会議は行われましたけれどもBCPについて議題にあげて会議を行ったのは、まだありません。

○委員長（小坂徳蔵君） ですから、市議会版BCPは当然、市長局と協議しながら行っていくますけれども、要するに我々が、モニター制度じゃないですが、新たな取り組み、他の議会もまだ、なかなか、大変な状況ですので、我々が1年かけて、市長部局とも、よく協議を進めながら加須市にあった内容にやっていきたいと思います。いろいろ、また皆さんにその都度、ですから次にまたBCPの問題について皆さんに何か提案できるかという、これは出来ませんので、ちょっと一定程度の時間いただかないとですね、論点整理出来ませんので、そこはお含みおきください。また適宜、皆さんにお示ししていきたいと思います。

他にございませんでしょうか。一応、委員の皆さんの発言は終了いたしました。それでは、委員外議員の発言に移ります。発言の範囲は市議会基本条例要綱案、それから市議会モニター制度、及び今、議論した加須市議会版BCPの範囲でお願いします。発言を希望される方は、おられるでしょうか？はい、中條議員。

○委員外議員（中條恵子君） はい、皆さん、お疲れ様でございます。私も、来られたり来られなかったりなので、申し訳ないなと思っているんですけれども、そのなかで、ここまで議論を尽くされてこれたということに、非常に感謝申し上げたいと思っております。で、一応、確認させていただきたいんですが、やることには、全く、賛成でございますので、いいんですが、加須市議会モニター制度案というのがありまして、これは来年の30年度から4月からやりましょうって、そういうような意見があったんですけれども、これをやるっていう決定権というのが、この委員会にあるのかどうかっていうところを確認させていただきたいのと、全体の、加須市議会全体で、これをやりますっていうふうな、本来、決定すべきではないのかなっていうふうな、私は思うんですけれども、その辺がどうなのかっていうことを確認させていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか？

○委員長（小坂徳蔵君） その1点だけですか？

○委員外議員（中條恵子君） じゃあ、続けて、今後、このBCPについてとか、これは基本

条例と一緒にということなので、これからのことなんですけれども、あのまあ、全体的に議論するところは、全員が議員全員が集まって議論するところがないってような、それは自分の質問書でも出させていただいた時に、無くて、この自由討議だったりだとか文書等での質問をしてくださいというような話があったものですから、あの、そういうだけじゃなくて、意思を表明できるところは、最終的な本会議に提案されて、それに賛成する、賛成しない。そこまでいかないと、無いのかなっていう、その2点をもう一回、確認させてください。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。まず1点目の関係です。この議会改革特別委員会の決定事項の範疇になると思うのですが、これはご承知のように議会改革に関する事項について、議会改革特別委員会はその終了まで、その委員会を行うということになっております。ですから、これ法定委員会でするので決定事項は本委員会にあります。それを実際条例だとかっていう、それに基づいて、来年の6月議会に上程するという、そういう内容になっております。それは本委員会で決定事項でございます。それから、その他に、要するに議論の場ということなんです、これにつきましては、このように委員外議員の発言を、中條議員、ご承知のように最初から行っております。そこで、見守りしていただくということであり、それから、ここで決定した内容につきましては、全員協議会で常に報告しているという内容でございます。それから同時に、その都度ご覧になっていただいていると思うんですが、委員会通信を発行しておりまして、それぞれ、委員のもとに配布しておりまして、数日後には、市議会のホームページにも、すべて掲載してあります。ご質疑にはお応えしているかなと思います。以上です。その他、ありますか？はい、中條議員。

○委員外議員（中條恵子君） 議会のモニター制度っていうのはここで、決定したので、もう本会議等に諮る必要もなく、全員に諮る必要もなく、30年4月から実施するっていう、そういうところでですね。

○委員長（小坂徳蔵君） その件ですか？それについては、いいですか、これについては実際、実施するということになれば、議会運営委員会に当然、これは諮っていきます。当然ですね。でも、誰かが発議しなければ、それは進んでいかないことなので、一応、これが議長を通して、それで実際、来年の、それから実際に、これ予算措置を伴うんですね、ですから当然第三者会議、あるいは議会運営委員会で、その後、要するに全員協議会で議運の委員長が報告しますけれども、そういうことで、手続きは進んでいきます。意見の場が、言う場が全然ないってようなことは、一切ありませんので、よろしくお願いします。よろしいですか？まだありますか？

○委員外議員（中條恵子君） モニターのことは了解しました。あとは、最終的に会派のいろんな事情よりも優先するって、ここの決定機関が優先するっていうふうに、この基本条例の中にあるものですから、最終的に自分の意思、会派の意見じゃなくて自分の意思を表明するところは本会議場でしかないのかなって私は理解しましたので、はい、分かりました、いいです。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、平井議員。

○委員外議員（平井喜一郎君） 私も、モニター制度について、意見として、心配していることがあるんですが、一般の市民の方がモニターの委員になった時に、審議会の委員とモニターの委員が同じような感覚になっちゃうと、ちょっと間違っちゃうのかなと、このモニター制度が議会の運営に関することに限定されて、モニターをうけるのか、例えば広報が、こうした方がいいんじゃないですか、こういうふうに改善した方がいいんじゃないですかという、モニター制度の委員が広報のことについて言っていたり、することは出来るんですが、審議会の委員みたいにいろいろ、議題を設けて、内容について、こういう意見です、ああいう意見ですということで、議会の中に、こちらに来て発言となりますと、また、ややこしくなるのかなと。その辺が、よく理解してもらって応募する人に話をしなければならないのかなと、それが、ひとつあります。それから、BCPについては、非常に重要な問題でございますので、これについては、出来たら、私は、議長が入って、議会として決定をしていくということにした方がよろしいのかなと。全部、特別委員会でこれでいこうということも出来ないことはないんですけど、議会は議会として議長、副議長あるいは委員長がおりますから、そういう方々の、いろいろ同意を得ながら持っていく方が、最終的に、よろしいのかなって思います。

○委員長（小坂徳蔵君） その2点ですか？

○委員外議員（平井喜一郎君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。ちょっと、後段の部分から説明します。この特別委員会には議長は毎回、出席いただいているんです。今日はたまたま、議長の公用がありまして欠席しているということですので、いつもは出席いただいて、いろいろ、その都度ごあいさついただいて、議長は必要があれば発言をしておりますので、議長承知の上で進めているということが、まず一つあります。それから、前段の市議会モニター制度の関係なんですが、これは実際の運用の部分なんですが、当然、審議会の委員とは違うということが、まず大前提です。これは議会の会議だとか、あるいは市議会だよりあるいはホームページ等々につい

て、意見を、内容をこうしたらどうですか、これはどういうことですか、といろいろ提言していただくということで、議会に意見を出していただいて議会というか議長に対して意見をいただいて、それで、しかるべきところで、そこを、議会でここを改善するか、これはもうちょっと検討が必要だとかということで議論していただいて、まとまったものについては実際の議会運営委員会で議会運営を改善していくという方向になっていくんだと思うんです。それは委嘱する時点で、あるいは募集する時点で、よく趣旨を周知しながら、絶対に混乱させないように取り組んでいくということは、平井議員、大前提かなと思っております。やるときには、さっき言いましたように全員協議会でも報告いたしますし、また、議会運営委員会で、ご留意いただくということで、実施をしていくということでございます。いずれにしても、一応、議会として市議会が市民の意見が反映されていないほうが多いというのは、本当に由々しき問題なので、こういうことを通して、そこを逆転していきたいというのが各委員の皆さんの願いであるのかなと思っております。以上でよろしいでしょうか？よろしいですか？一応、これで委員外議員の発言については終了とします。先に進みます。次に。議会の・・・。

○3番（新井好一君） 委員長、今のやり取りで、ちょっと、委員長と2人でしゃべったんですけれども、私にも意見、言わせて下さいよ。

○委員長（小坂徳蔵君） 一応、委員の発言は終了しました。

○3番（新井好一君） 委員でも、やり取りっていうのは委員長と2人でやったわけで、ちょっと確認。

○委員長（小坂徳蔵君） はいどうぞ。新井委員。

○3番（新井好一君） はい、法定委員会ですから、そういう意味で、ここは、ひとつの決定をくだしていくってことについては重要な意味があって、それは大きな意味では、拘束力があるんだと思うんですね、だから、それはそれでいいんですけれどもね、今日の委員会みたいに皆さんで意見が一致する場合はそれはそれで結構なんですけれども、一致しない場合もあるわけです、そういう時に、やはり一番何を大切にするかと言った場合に、やっぱり他の議員もいるわけですから、それは、いろいろ各委員会、全員協議会等々あるんで、出来るだけ、その辺の自由討議を大切にしながら最終的にはどのような決定をするかということについては、問題は残るんだというふうに思うんですよね。それは、多数決で、ここで、決めちゃうんだということになれば、そういうことも、ひとつの結論にはなるかわからないけど可能な限り自由討議をやるっていうのが原則ですから、決める前段の過程では、出来るだけ皆

さんの議員が自由に発言できる機会は作っていただきたいなっていうのが、私はずっと、一貫して言ってきたことなんで、お願いしたいなというふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか？じゃあ、終わります。それでは、次の議題に移ります。次に今後の協議の方向を議題といたします。本委員会は、市議会基本条例制定を目指して当初の工程表、いわゆるロードマップに沿って、自由討議によって協議を進めてまいりました。これから本委員会はこの基本条例要綱の策定、市議会例規の統廃合、さらには基本条例素案の確定、そしてパブリックコメントなどに取り組んでまいります。そこで、市議会基本条例制定に向けた工程表について、改めて委員の皆さんの共通認識をしておきたいと思います。それが資料の4になります。ちょっと私の方から説明いたします。まずは、次回なんですけど6月1日の木曜日、午後1時から、第一委員会室で、第11回の議会改革特別委員会を開会いたします。これ、内容につきましては、条例要綱案の再確認、議会モニター制度の対応基準等の検討を行っていただきます。それから6月2日の金曜日なんですけど、これは執行部との協議を行います。ここに書いてある3名の委員が対応します。内容につきましては、議決事件の追加等、反問権の取扱い、議会審議における政策情報の提示、閉会中の文書質問、それから議会予算の確保、例規規定の支援、議員に対する図書館レファレンスサービス等について協議を、事前協議をしていきたいと思っています。それから他と書いてあるんですが、この他の中には、実は、自由意見の市議会改革のアンケートのですね自由意見を記述してもらいました。その中に、例えば、確か、花崎北の地域だったと思うんですが道路の白線がきえて、何回言っても聴いてもらえないじゃないかと、これ、今回も無理だと思うんですがと書いている人が、実はおられたんです。これは、議会に寄せられた以上は、そのことも議会に寄せられた意見なので執行部としてこれはやはり伝えていくというのが、やはり、議会としての責任かなと思いますので、そのこともひとつ考えております。それから6月12日なんですけど、全員協議会において、条例要綱案の説明をし、確定していきます。これは、議案説明会の終了後に、そういうことで行っていききたいと思います。それから、7月10日ということじゃないです。7月10日の週です。7月10日の週。要するに、ここで開きたいと思います。これは第12回議会改革特別委員会。これは、10日の週です。日にちはまだ決めておりません。これはステージを1段階上げて、今度は条例素案、今までは条例要綱案なんですけど今度は条例素案の検討に入っていきます。それから、議会モニター制度及び議会版BCP策定に向けて協議をしていただきたいと思います。次は8月7日の週です。これも、8月7日ということじゃないです。週のいずれか、まだ予定を決

めておりませんが、ここに第13回議会改革特別委員会を開催をしまして、この日までに議会に関わる条例との統廃合をまとめるということです。要するに今ですね、議会の定例会の開催を定める条例だとかね、あるいは規則があります。あるいは、事務局の関係の条例等もありますが、それをひとつ統廃合、整理していくということです。それにひとつ着手をしていきたいと思います。合わせて条例素案を検討していきたいと思っております。また、議会モニター制度、議会版BCP策定に向けての協議をしていきたいと思います。それから誠に申し訳ないんですが加須市議会の市民公開講座の関係なんですが、お盆前と言ったのですが、実は、平成国際大学の都合がございまして、お盆前は講師の派遣は無理だというようなことを言われております。それで、申し訳ないんですがお盆明けに設定していきたいと思います。これは8月21日の、これも、週のいずれか、8月21日じゃないですので、その週のいずれかに決めさせていただきたいと思います。で、もう、講師の方は決まっております。ここに書いてありますように、加須市議会市民公開講座、講師は平成国際大学法学部教授の浅野和生先生でございます。テーマはこれは、仮題でございますが「地方自治法70周年記念と地方議会の課題について」ということで前回申し上げた通りであります。それから、8月29日の火曜日、議案説明会を終了後なんですが全員協議会において条例素案を説明して条例素案をここで確定していきたいと思っております。それから、11月中旬から下旬なんですが公聴会を開催していきたいと思っております。これは、内容については加須市議会基本条例2の素案についての公聴会を行ってきたいと思っております。これはかぞ市議会だよりの11月15日号で公聴会開催の事前通知を行ってきたいと思っております。また、参考人招致による条例素案に対する意見聴取、これは、この内容の関係も考えていきたいと思っております。それから、12月議会中でありまして、議会改革特別委員会を開催いたしまして、公聴会での意見集約及び条例素案への反映、これについて、協議をしていきたいと思います。それから12月議会中、これも全員協議会において公聴会の結果を説明して公聴会での意見に対する条例素案への反映等を説明していきたいと思っております。次に年が明けて平成30年なんですがこれは、2月15日～3月14日まで約1ヶ月をかけまして、条例素案についてパブリックコメントを実施していきたいと思っております。これは、当日発行のかぞ市議会だよりに意見募集の記事を掲載していきたいと思っております。そして、4月中に新年度になりますがパブリックコメントの意見集約をいたします。これは議会事務局で業務を遂行致します。4月中に議会改革特別委員会、これはパブリックコメントでの意見集約及び条例案への反映は協議をしていきたいと思っております。それから、5月上旬、法制チェック、

これは、最終段階なんです、議会事務局及び執行部の支援によって例規の体制整備をしてまいります。そして、5月中に全議員説明会で条例案を説明して、ここで、パブリックコメントでの意見を反映した条例案を説明し条例案を確定していきたいと思います。そして、6月議会で加須市議会基本条例の制定に向けて上程していきたい。で、手続きとしては、代表者会議、議会運営委員会、全員協議会への説明を経て、条例案を6月議会初日に議員発議で上程し、委員会付託、採決、を行ってきたいと思っています。あくまで、欄外に※印で書いてはありますが、加須市議会モニター制度については、平成30年度からの導入を先ほどご決定いただきましたように、目途に実施していきます。また、加須市議会版のBCPについては、引き続き継続して協議を行ってまいります。ということで、このように、見ていきますと、なかなか、非常に委員会の開催が、目いっぱいということです。ただ、これも、審議の状況を見まして、先ほどの、小勝委員からお話がありました、他の関連事項もありますので、これについては、その時々、皆さんの意見を拝聴しながら取り組んでいきたいと思っております。以上が、一応、1年間の工程表について、おおまかな内容なんです、これに沿って取り組んでいきたいという内容であります。これをお互いの共通認識にして、今後、協議をしていきたいということでもあります。何かご意見ございましたらお願いします。はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 8月7日の週ですね、それから、8月21日の週、この辺の決定は、いつ頃、正確な日にちが。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、議長の日程もありますけれども、今月いっぱいくらいには間違いなく、どうですか事務局、今月いっぱい中くらいには、日程です。日程だけですけれども、そうしたら、ちょっと後で、また協議しまして、日程を調整をして、なるべく次回の時にはご報告できるように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いします。はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 今後の協議の方向について説明がありました。当然執行部との協議が必要で6月2日、このような計画になっております。先ほどのBCPの関係では執行部の方で、加須市版の計画も必要であろうというような意見も出されておりますので、執行部との協議の中でそういったことも含めて議会は今、こういうことで進んでいるというような情報の交流とかもできるのかなと思っています。が、いかがでしょう。

○委員長（小坂徳蔵君） その件ですが、それは、当然なことです。言うまでもないことです。他にございますでしょうか。大内委員。

○8番（大内清心君） はい、執行部との協議が6月2日に行われるということで、市民の方からいただいた要望も含めて、その中で協議をされるということなんですけれども、協議結果、内容等につきましては、次の委員会の方で報告していただけるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、次回の委員会で、その内容については、皆さんにご報告いたします。いいですか？森本委員。

○9番（森本寿子君） はい、BCPの策定に当たって、何度も訓練を行っていただきたいということを言っているんですけれども、どこかで、決まるまで、来年まで1年間あるわけなんですけれども、ここでも全く無いわけで、どこかでその訓練をどこでやるのかってことも協議、次回は7月10日、これを見ますとなっておりますけれども、策定については、訓練についても、そこで、なんとか協議していただければと思うんですが。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員、いいですか。加須市議会版のBCPは、大変これ、1年をかけて計画を作っていくわけですが、これはなかなか大変だなと、実際1年かけて行っていくということで決めていただきましたけれども。その中で、また、進行状況を見ながら、またその時点で、いろいろ、ご意見いただければ、それで、取り組んでいきますので、それで、ご了承ください。他にございませんか？はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい、このスケジュール大変きついスケジュールなんです。これでいくと、だいたい9月議会くらいまでは条例素案がある程度完了、形が見えてきて、これでいこうかというところまで行けるのかなって感じがするんです。で、その後が11月から12月くらいにかけて公聴会だとか条例案素案に、どう、中身の問題として、これから反映していくかということの議論が、この3～4ヶ月間に行われるということの理解で、我々はいいのかなと思っているんです。で、それは公聴会という企画もしなくちゃならないし、あるいはアンケートがあったわけですが、アンケートがあったわけだし、また、それぞれの会派が提案した課題があるわけです。それらが、だいたい、おそらく、論点はいくつかに整理されるんだというふうに思うんですけれども、その上で、この3～4ヶ月間に集中的に議論しないと、反映出来ないんじゃないかなと思うので、スケジュール的にその辺が、そういう心理なのかなというふうには今、受け取ったんだけど。そういう理解でよろしいですか？

○委員長（小坂徳蔵君） これで、この工程表を見ますと、本当に一歩間違えると、これが遅れて、6月上旬ということが、先送りということになってしまうのかなと思います。そうなりますと、十分な審議が実は出来なくなってしまうと、第3回定例会には、決算がありますの

で、ですから、皆さんのご協力いただきながら、なるべく、効率的にやれるように、取り組んでいきたいと思いますので、その都度、また、いろいろ意見を出していただければ、これを中心に沿いながら、またその他のことも、そういうふうに取り組んでいきたいと、ただ、私が目指すところは、基本条例だと、それと議会モニター、それから大変難問であります加須市議会版BCPの策定作業ということです。皆さんのご協力を得ながら、この日程に沿って、工程表に沿っていききたいと思います。よろしくお願いします。それから、くれぐれも言っておきますが、7月10日、8月7日、それから21日というのは、この週だということです。ですから、くれぐれも、誤解の無いようにお願いします。次の会議の際には、日程がはっきり言えるように、努力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。他に、ございませんか？では、このように進めるということでよろしいでしょうか？

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） この工程表に基づいて進めさせていただきます。それでは本日の協議は全て終了いたしました。本日の協議内容につきましては、特別委員会通信第9号を発行して議員各位に配布し、市議会のホームページに掲載をしていきます。それを所属する会派内にも一つ、周知される様にお願いいたします。これで本日の議事は全て終了しました。



◎副委員長の挨拶

○委員長（小坂徳蔵君） それでは散会にあたりまして、小勝副委員長からごあいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） はい、本日も慎重なる審議をいただきましてありがとうございます。骨子案から要綱素案、さらには、今度は、条例素案というふうに大事な時期に来ていくわけですが、今日も、章立てをしていただきながら、あるいは、定義をはっきりさせていただいて、かなり内容がわかってきたと思います。ただ今後が1年あるというか、1年しかないという、こういう話だと思いますので、今、委員長から話がありましたように、是非、皆さんから積極的なご意見をいただきながら協力をいただければありがたいと思います。以上でございます。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会いたします。大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時52分